

西宮市乳幼児健康診査(集団)実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身の成長、発達が急速に進む乳幼児期に、母子保健法（昭和40年法律第141号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）に基づく乳幼児健康診査(集団)（以下「健康診査」という。）を実施することにより、各種疾病を早期に発見し、又は適切な保健指導を行い、もって乳幼児の健やかな発達を促すとともに、生活習慣、虫歯の予防、栄養等育児に関する相談を実施することにより、育児支援を行うことを目的とする。

(実施対象者)

第2条 健康診査の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に掲げる者とする。

- (1) 4か月児健康診査 概ね 4か月児～6か月児
- (2) 1歳6か月児健康診査 概ね 1歳6か月児～2歳未満児
- (3) 3歳児健康診査 概ね 3歳5か月児～4歳未満児

2 前項の対象者は、住民基本台帳に基づき抽出する。

(実施場所)

第3条 健康診査は、各保健福祉センター、その他市長が必要と認める場所で行う。

(実施方法)

第4条 健康診査の実施に当たっては、あらかじめ対象者の保護者に対し通知するとともに市政ニュース等により周知を図るものとする。

(健康診査の実施方法)

第5条 健康診査は、次に定めるところにより実施する。

- (1) 健康診査の項目は、身体の発育、栄養状態、疾病（歯に関するものも含む。）又は異常の有無、精神発達、言語発達の状況及び異常の有無、並びに生活習慣の自立、しつけ、育児環境、食事その他育児に関する事項とする。
- (2) 健康診査の内容は、問診、身体計測、小児科診察、整形外科診察（4か月児健康診査対象児に限る。）、眼科及び耳鼻科診察（3歳児健康診査対象児のうち診察を必要とする者に限る。）並びに歯科診察（1歳6か月児健康診査対象児及び3歳児健康診査対象児に限る。）、育児相談、栄養相談、心理相談等とする。
- (3) 健康診査は、小児科、整形外科、眼科、耳鼻科等の医師、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、臨床心理士、保健師、看護師、保育士等によって行う。なお、健康診査に当たっては、各部署の連携を十分にとり、また、共通の指導重点事項の確認等健康診査従事者の意志統一を図るよう努めるものとする。
- (4) 健康診査は、別に定める「乳幼児健康診査の手引（集団）」を参照して行い、その結果を健康診査票に記載する。市が健康診査票を保管し、事後の保健指導及び育児支援のために活用する。
- (5) 健康診査等の日程、流れ、従事者数その他の実施細目については、年度ごとに定めるものとする。

とする。

(健康診査の事後措置)

第6条 健康診査の結果は、当該診査の日に保護者に通知するとともに、必要に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 要精密診査と判定された乳幼児に対しては、専門医療機関等において診察及び精密診査を受けるよう勧奨する。この場合において、別に定める「乳幼児精密健康診査実施要綱」による精密健康診査受診票等を発行する。
- (2) 経過観察又は治療が必要と判定された乳幼児に対しては、医師、歯科医師等が必要に応じ医療機関等において診察を受けるよう勧奨し、適切な指導を行う。
- (3) 心身の発達面等での遅れ、その他保育上問題があると判定された乳幼児については市が実施する精神発達相談、育児発達相談等により経過観察を行う。

(関係機関との連携)

第7条 市は、健康診査の計画の策定及びその実施について、一般社団法人西宮市医師会、一般社団法人西宮市歯科医師会等と十分に連携をとるとともに協力を求めるものとする。

2 医療機関、福祉事務所等関係機関との連携を密にし、健康診査の推進を図るものとする。

(健康診査未受診児への対応)

第8条 健康診査未受診児の保護者に対しては、アンケート(封書)を送付し、その回答の内容に基づき、他機関での健康診査受診状況や乳幼児の発育状態、育児上の問題点等を判断する。

2 前項の判断により、助言指導が必要と認められる場合は、保健師が訪問指導等を行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

付 則 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。